

審査結果概要書

平成 24 年 3 月 26 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	照明設備の更新プロジェクト
排出削減事業者名	株式会社ウェルカム
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
その他関連事業者名	
事業実施場所	George's 玉川学園店 (東京都町田市金井町 2692) George's 湘南台店 (神奈川県藤沢市湘南台 2-5-11 湘南台ウエストプラザ 1F) George's 多摩センター店 (東京都多摩市落合 1-1041 丘の上パティオ 1F) George's 横浜あざみ野店 (神奈川県横浜市青葉区荏子田 3-24-1) George's 成城コルティ店 (東京都世田谷区成城 6-5-34 成城コルティ 2F) George's オリナス錦糸町店 (東京都墨田区太平 4-1-2 オリナス錦糸町 201) TODAY'S SPECIAL jiyugaoka 店 (東京都目黒区自由が丘 2-17-8)
事業の概要	本事業は、照明設備を省電力型に更新し、省エネルギーを図ることで、CO2 排出量を削減するものである。
排出削減量の計画	< 限界電源炭素排出係数使用 > 【限界電源炭素排出係数使用の場合】 2011 年度： 45 tCO2/年 2012 年度： 106 tCO2/年 (事業実施期間合計 151 tCO2) 【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】

	2011年度：24 tCO ₂ /年 2012年度：65 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 89 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2011年10月6日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 006 照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2012年3月13日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：George's 玉川学園店、他6ヶ所 (東京都町田市金井町2692、他6ヶ所)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO₂排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(照明設備)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で3.0年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、本事業は補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 当該事業者の取り組みの大きな目的として、省エネの進捗がよくないことと店舗の経費中の水道光熱費が減らないこ</p>

	<p>とから、特にこれらの改善の進まない店舗を抽出し、多少の投資回収年数がかかっても、クレジットになるという価値も事業実施の判断材料となったことを事業者へのインタビューで確認をした。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 006 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存照明設備よりも省電力の照明に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により高効率照明設備への更新を行わなかった場合、既存の照明設備を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、事業実施後の照明設備の電力使用量に最も影響を与える活動量（営業時間）を把握できることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

4. 特記事項

なし